

名張市子ども条例

「子どもの権利」を守るために名張市では、平成18年3月に「名張市子ども条例」が制定されました。この条例では、子どもが生まれながらにして持っている4つの「権利」を保障しています。

子どもの笑顔がかがやくまちを

子どもは名張のたからもの

子ども条例



名張市の子どもたちが考えた
名張市公認キャラクター
「なばりん」

生きる権利

安心して生活する
ことができます。

守られる権利

色々な暴力、いじめなど
から守られます。
秘密が守られます。

育まれる権利

周りから大切にされ、
自分の成長にあった教育
や福祉サービスを受ける
ことができます。

参加する権利

自由に意見を言ったり、
色々な活動に参加する
ことができます。

名張市子ども相談室

【電話】

子ども専用 0800-200-3218(無料)

大人の方は 0595-63-3118

子ども専用
Web での
相談申込み



困っていること、心配していることなど「誰かに聞いてほしいな、話したいな」と思ったら相談してください。
子ども自身からの相談はもちろん、子どもに関する事なら大人の方も相談いただけます。

【日時】 月、火、木、金曜日 8:30~17:15
水曜日 10:30~19:00

(土日祝日、年末年始はお休みです)

【場所】 名張市丸之内 79 名張市総合福祉センターふれあい2階